

香芝市緊急通報システム ご利用案内

<利用要件>

- 1 香芝市にお住まいで65歳以上の1人暮らしの方
- 2 固定電話をご利用の方
- 3 協力員について2名の確保ができる方
- 4 利用料金を口座振替により毎月徴収(引き落とし)が可能な方



<利用料金> 市民税非課税世帯 1ヶ月 200円
市民税課税世帯 1ヶ月 300円

注)※①利用料金は所得(課税・非課税)に応じて決定のため、前年中の所得で判定し、
毎年8月1日～次年7月末迄は同一料金で徴収。
②通話料はすべて利用者負担。

相談ボタン

健康相談等がある時に、緊急通報センターで受付後、看護師等が対応します。

取消ボタン

誤ってボタンを押した場合に利用。



緊急ボタン

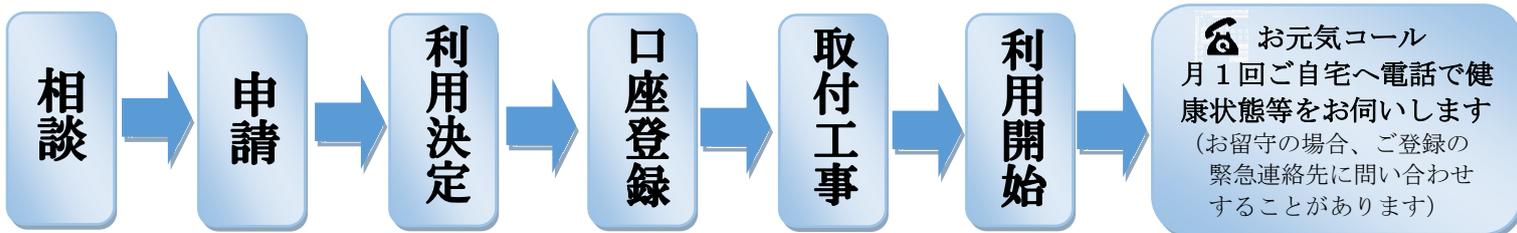
身体の調子が悪い等緊急時に押して下さい。緊急通報センターにつながります。

ペンダント

携帯式の緊急ボタンです。基本家屋内のみご利用可能です。



<利用までの流れ>



注)①申請してから取付工事实施までは、おおよそ1ヶ月程要します。

②工事日程調整は、東洋テック株式会社よりご連絡いたします。費用は無料。所要時間は約30分。回線種別と接続方法によっては、機器取付ができないことがあります。取付後変更された場合を含め、別途特別な工事が必要な場合は、工事費用が発生することがあります。

③工事は、東洋テック株式会社より職員が訪問させていただきます。
(身分証を持参しておりますのでご確認下さい。)

④緊急時の進入に備えて、自宅内の見取り図をとらせていただきます。

また、破損しても良い窓や玄関等に外から目印となるシールを貼らせていただきます。

⑤ご利用者の過失による紛失や破損については、実費相当額の費用負担が発生します。
固定電話タイプ本体¥85,800円税込、ペンダントタイプのみは¥11,000円税込です。

【連絡先】 香芝市介護福祉課 ☎0745-79-7521
(※ご利用に関して休止・解約・申請内容に変更等がある場合はご連絡下さい。)
【委託事業者】 東洋テック株式会社 ☎06-6563-2340

【第1号様式】

緊急通報システム事業利用申請書						
						年 月 日
香芝市長 様						
「申請者」と「利用者」は 同一でご記入ください		住所	香芝市〇〇〇			
申請者		氏名	緊急 太郎			
		電話番号	××××-××-××××			
次の通り緊急通報システム事業の利用を申請します。						
利 用 者	ふりがな			性別	※生 年 月 日	
	氏 名	緊急 太郎		男・女	××年××月××日 (満××歳)	
	住 所	香芝市逢坂1丁目〇〇				
	自宅 電話番号	××××-××-××××		携帯 電話番号		
	主な 病名	脳梗塞		血液型	B 型	
		現在治療中の病名を ご記入ください。		身体障害者手帳	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
か か り つ け 医 療 機 関	名 称	香芝クリニック				
	住 所	現在かかりつけの医療機関を ご記入ください。				
	電話番号					
鍵 協 力 員 () ()	順 位	氏 名	性別	続柄	住 所	電 話
	1	逢坂 花子	ご近所で日頃の見守り等ご協力をお願い できる方 ※2名 ご記入ください。			××××-××-××××
	1	下田 一郎				
<p>1. 緊急通報センターからの確認電話に応答しない場合は、近隣協力者や関係機関が住宅内に立ち入る事を認めず。</p> <p>2. 緊急時に近隣協力者や関係機関が住宅内に立ち入る場合、住宅等の一部に破損が生じてもその修復等について相手方の責任を問いません。</p> <p>3. 緊急通報装置を利用中に発生した事故については、故意または重大な過失によるものを除き一切の責任を問いません。</p> <p>4. 緊急通報装置を利用するにあたり、課税台帳を閲覧する事を認めます。</p> <p>5. 緊急通報装置が必要なくなった場合は、返還いたします。</p> <p>6. 緊急時の対応のために、緊急通報システム事業利用申請に係る個人情報を市が委託している緊急通報センター、奈良県広域消防組合及び地区担当の民生児童委員に提供することに同意します。また、緊急搬送時必要な場合は、同じ個人情報を病院に対して奈良県広域消防組合より提供することに同意します。</p> <p><u>私は、香芝市緊急通報システム事業を利用するにあたり、上記事項について何ら異議を申し立てません。</u></p>						
						本人署名

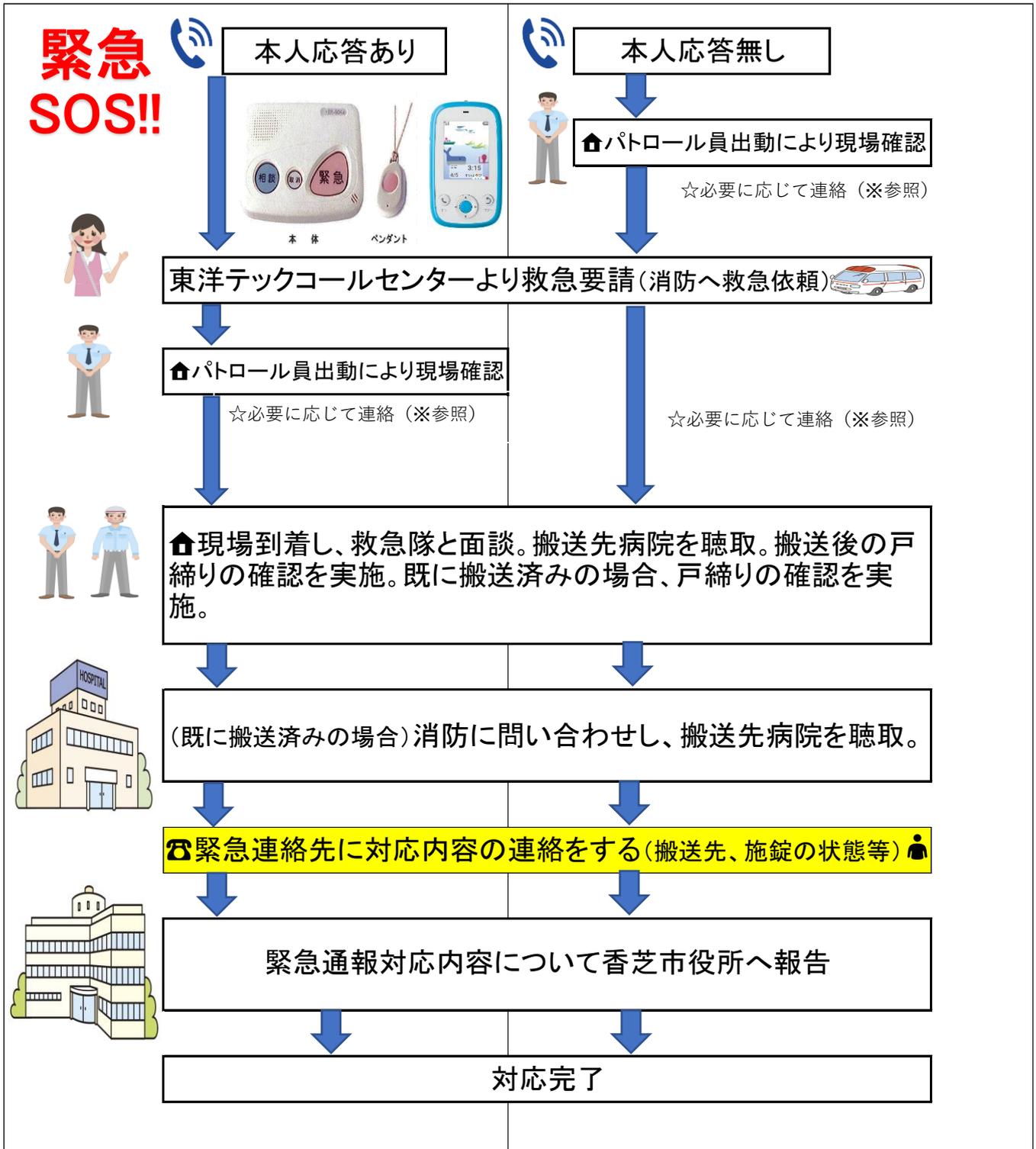
【第2号様式】「協力員承諾書」

- ・申請者の「押印」をお願いします。
- ・協力員については、協力員の方に、直接ご記入と「押印」をお願いします。

【第3号様式】「承諾書」

- ・住所と氏名のご記入と申請者の「押印」をお願いします。

香芝市緊急通報システム 緊急ボタン利用後の流れ



<市役所の連絡先>

(連絡窓口) 香芝市介護福祉課
 (電話番号) 0745-79-7521
 (FAX番号) 0745-79-7532

<消防への連絡先>

(連絡窓口) 奈良県広域消防組合
 (電話番号) 0744-21-3059

<東洋テック>

(連絡窓口) 東洋テック受信センター
 (電話番号) 06-6563-2008



緊急連絡先へ連絡

- ① 施錠で中に入れない場合
- ② 緊急対応が必要だが本人の拒否がある場合
- ③ 本人希望等必要に応じて

協力員へ連絡

本人希望等必要に応じて

緊急連絡先・協力員の皆さまへ

日頃は、香芝市の活動に格別のご理解を頂き、感謝申し上げます。また、この度“緊急通報システム事業”の“緊急連絡先”または“協力員”をお引き受けいただきまして厚くお礼申し上げます。

香芝市では、急病などの緊急時に迅速かつ適正な対応を図り緊急時の連絡体制を整備するため、緊急通報体制運営事業により 65 歳以上の一人暮らしの高齢者（他、市が認めた者）で利用希望された方を対象に 24 時間 365 日の緊急通報装置を貸与し、費用を助成しています。

緊急通報システムの利用者が緊急時に機器またはペンダントの緊急ボタンを押すことによって、緊急連絡先や消防署等へ通報され、安否確認とともに適切な対応をしようとするものです。また、当システムは緊急時の安全確保にとどまらず、協力員をはじめ民生委員・児童委員や自治会関係者等、地域住民の協力体制を必要とすることから、日常の見守り活動として地域における福祉ネットワークを広げていくこともその目的としています。

緊急連絡先・協力員の役割



【 日頃の見守り 】

緊急時以外の場合でも、ご本人宅へ立ち寄られた場合は次の事項に心配りして下さい。

◎ご本人に対して、家にいる時は、常にペンダントを身につけておくように助言して下さい。いざという時に、身近にペンダントがなければ、緊急通報システムが機能しません。

◎電話機の受話器や受信機のコンセントがはずれていないか確認して下さい。当緊急通報システムは電話回線を利用しますので電話が不通の状態であったり、ペンダントからの電波を受ける受信機が作動しなければ通報されません。

◎日常生活において、ご本人宅の“いつもと違った様子（例えば、姿を見かけない日が続いている、昼夜電灯がつけっぱなしになっている、配達物がたまっている、雨戸が閉まった状態が続いている等）”にお気づきの時は、ぜひ本人にお声がけをお願いします。

※緊急連絡先・協力員の皆さまによる何気ない心配り・見守りは、ご本人にとっては、「困り事がある時」や「いざという時」の何よりもの“心の支え”となると同時に、ご本人のいつもと違った様子を早期発見することに繋がります。お気づきの点ございましたら表面に表記しております連絡先までご連絡をお願い致します。